

大口町告示第86号

大口町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年8月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町病児・病後児保育事業実施要綱（平成20年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一時預かる事業」を「一時的に保育する事業」に改める。

第2条中「大口町及び扶桑町」を「丹羽郡」に改める。

第4条中「大口町内」を「丹羽郡内」に改める。

第5条第2項中「、安静室」を「又は安静室」に改める。

第6条第1号中「一時預かり」を「一時的に保育」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。